

# 長寿医療（後期高齢者医療）の 保険証をお持ちの方へ

## 平成20年度保険料が決まりました

— 通知書は7月14日発送予定 —

### 保険料に関するお知らせ

#### ①制度加入前に会社の健康保険などの被扶養者だった方へ

会社の健康保険など（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）で被扶養者だった方は、軽減措置によって平成20年9月まで保険料が無料になり、10月から翌年3月までの保険料は合計1800円となります。この軽減措置は被保険者の方から会社の健康保険組合への届出に基づいて行います。そのため、健康保険組合等からの情報が間に合わないと、軽減措置が適用されない異なる保険料額で通知される場合があります。保険料額についてご不明な点がある場合はお問い合わせ下さい。

#### ②保険料の支払い方法について

年金からの天引きが実施されている方のうち、以下のいずれかの要件を満たす方は保険料を口座振替によりお支払いいただくことが可能となりました。国民健康保険税を確実に納付していた方がご自身の口座振替により納付する場合年金収入が180万円未満の方が世帯主または配偶者の口座振替により納付する場合口座振替への変更には申し込みが必要です。詳細はお問い合わせ下さい。

#### ③新たな保険料の軽減措置について

6月、国により新たな保険料の軽減策が追加されました。しかし、今月お送りする保険料額決定通知書等は、準備に時間を要するため、国の軽減策を講ずる前の情報となっています。ご了承下さい。

今後、軽減措置の対象となる方には保険料額の変更通知書をお送りする予定です。**均等割額の軽減** 軽減率が7割から8.5割になり、均等割額は年額1万1300円から5600円に軽減されます。

**所得割額の軽減** 年金収入211万円までの方について所得割額が50%軽減されます。ただし、都では国の決定に先立ち、年金収入208万円未満の方について独自の軽減措置としてすでに所得割額の軽減を決定していたため、軽減割合は下表のように変更になります。

旧ただし書き所得 総所得金額等から基礎控除（33万円）を差し引いた金額	東京都独自軽減割合 （今回の通知で反映）	新たな軽減策反映後
15万円（年金収入168万円）までの方	100%	100%
20万円（年金収入173万円）までの方	75%	75%
40万円（年金収入193万円）までの方	50%	50%
55万円（年金収入208万円）までの方	25%	➡ 50%
58万円（年金収入211万円）までの方	なし	➡ 50%

町田市コールセンター ☎724・5656、  
保険年金課 について ☎724・2144、 について ☎724・2125

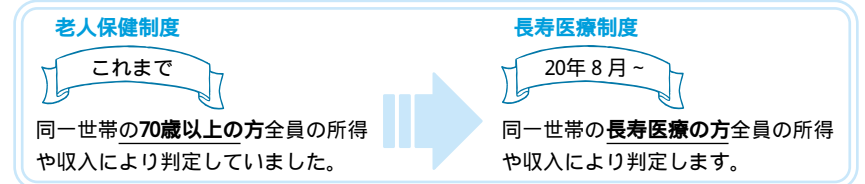
## 窓口の負担割合 年次判定を行います

長寿医療（後期高齢者医療）の方は医療機関で受診する際、窓口の自己負担割合は1割または3割になっています。負担割合は、毎年8月1日を基準日として判定し直します。

### 【負担割合の判定】

平成20年度から判定基準が変更になります。

### 図（負担割合の判定基準）



### はじめに所得で判定します

具体的には、平成20年度（平成19年中の所得に対する）市民税・都民税の課税標準額で判定します。同一世帯の長寿医療（後期高齢者医療）に該当する方全員の課税標準額を対象とします（＝表）。

課税標準額については平成20年度市民税・都民税納税通知書の3枚目「課税標準額記載欄」をご参照下さい。世帯とは住民基本台帳上の世帯です。

### つぎに収入で判定します

3割負担に判定された場合でも、平成19年中の収入が一定の金額（基準収入額＝表）未満であれば、申請により1割負担になる制度があります。収入については、19年中の公的年金等源泉徴収票、確定申告の写しなど収入額が確認できる資料をご参照下さい。

この制度に該当すると思われる方にはすでに申請書をお送りしています。

### 3割負担になった方への新たな経過措置

今年度判定した結果、3割負担になった方へ軽減措置があります（＝表）。該当する場合、1か月の自己負担限度額を一般1割に据え置きます（＝表）。軽減を受けるためには申請が必要です。

### ○負担割合が変わる方

新しい保険証を7月下旬、配達記録郵便でお送りします。新しい負担割合は8月からの適用です。

### ○負担割合が変わらない方

現在お持ちの保険証を引き続きお使い下さい。

### 【随時の変更について】

次のような場合にも負担割合が変わることがあります。

同一世帯の方が75歳に達した時や、転入・転出等で世帯員の構成が変わった場合  
税の修正申告があった場合

問 保険年金課 ☎724・2144

## そこが知りたい！長寿医療（後期高齢者医療）

— 第3回 — 《窓口の負担割合は？②》

今回は同じ世帯において、たとえば夫76歳で妻73歳のご夫婦がそれぞれ医療機関にかかった場合の窓口での自己負担割合がどうなるのか説明します。

（長寿医療と国民健康保険高齢受給者証が該当）

【2008年7月31日まで】本年4月1日から長寿医療制度が始まりましたが、負担割合は平成19年8月1日を基準日とする老人保健制度により、同じ世帯の70歳以上の方の所得及び収入による判定を引き継いでいます。その結果、医療機関窓口での負担割合は夫婦とも同じになっていました。

【2008年8月1日から】夫は長寿医療制度の対象者ですから原則1割を負担、また、妻は国民健康保険高齢受給者証となりますので原則2割を負担（平成20年度は1割に据え置かれます）することになります。

このように同じ世帯でも年齢によって異なる制度が適用されますので、今まで同じ負担割合だった夫婦でも異なるご負担をいただく場合が出てきます。

問 保険年金課 ☎724・2144

表（平成20年度市民税・都民税課税標準額）

対象者	負担割合
同一世帯の長寿医療の方全員の課税標準額が145万円未満の場合	長寿医療の方全員が「1割」負担になります。
同一世帯の長寿医療の方の中に課税標準額が145万円以上の方がいる場合	長寿医療の方全員が「3割」負担になります。

表（基準収入額）

同一世帯に長寿医療の方が1人の場合	収入が383万円未満
同一世帯に長寿医療の方が2人以上の場合	収入の合計が520万円未満

表（経過措置の基準額）

同一世帯に70歳以上の方と長寿医療（後期高齢者医療）の方が2人以上の場合	収入の合計が520万円未満
--------------------------------------	---------------

表（自己負担限度額）

	窓口の負担割合	自己負担限度額（月ごと）	
		外来（個人ごと）	外来 + 入院（世帯ごと）
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1%
一般	1割	12,000円	44,400円

## 国民健康保険

## 高齢受給者証（更新証）をお送りします

有効期限は平成21年3月31日です。4月1日からのものは3月中にお送りします。

現在「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方へ、新しい更新証を7月22日に発送します。あて名は世帯主となります。

「国民健康保険高齢受給者証」は、毎年8月1日に右表の判定基準の区分とにより更新されます。

区分は、区分の「一定以上所得者」の中で、収入額の合計が基準未満である旨の申請をし、認められた場合に1割負担になる方です。

また、平成20年度から70歳～74歳の国民健康保険被保険者のみの所得及び収入によって判定するようになります。これにより、新たに一定以上所得者と判定される方の激変緩和として、平成20年8月から22年7月まで区分の経過措置がありま

す。区分に該当して、収入額の合計が基準未満である旨を申請し、認められた場合には、自己負担限度額が一般1割となります。

問 保険年金課加入係 ☎724・2124

### 保険税の支払い方法について

年金からの天引きが実施されている方のうち、次の要件を満たす方は保険税を口座振替によりお支払いいただくことが可能となりました。ただし、年金からの天引きを中止する場合はお申し込みが必要です。

国民健康保険税を確実に納付していた方がご自身の口座振替により納付する場合

### 判定基準

区分	対象項目	該当内容	自己負担割合
	一定以上所得者	70歳～74歳の国民健康保険加入者で平成20年度の市都民税課税標準額が145万円以上の方。及びその方と同一世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者	3割
	その他	上記以外の方	1割
	一定以上所得者で収入の合計が一定未満の方	世帯内で70歳～74歳の国民健康保険加入者が一人の場合、前年のその方の収入額合計が383万円未満であること 世帯内で70歳～74歳の国民健康保険加入者が二人以上の場合、前年のそれらの方の収入額合計が520万円未満であること	1割
	経過措置（自己負担限度額）	課税所得145万円以上かつ年収383万円以上の被保険者の方で、同一世帯に属する後期高齢者被保険者（旧国民健康保険被保険者）も含めた収入額合計が520万円未満の方	3割 （自己負担限度額「一般」適用）